



【発信日】令和2年5月22日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階 25番窓口）

大野市教育委員会教育総務課 横田、松下

電話 0779-66-1111 内線2800

小中学校における授業日の確保について

小中学校における授業日の確保のために、下記の通り対応をしますので、お知らせします。

記

1 長期休業の扱い

夏季休業 8月 6日（木）～8月18日（火）（13日間）

冬季休業 12月26日（土）～1月 4日（月）（10日間）

2 基本的な考え方

（1）授業日数の確保

- ・長期休業を短縮することで、定められた授業時数を確保する。

（2）授業や学校行事の工夫

- ・臨時休業期間中の家庭学習の取組み状況を踏まえ、児童生徒の学習内容の定着を確認し、不十分なところは補充する。
- ・令和元年度の未学習内容と同じ系統性の内容を関連付けて指導するなど、効果的な授業づくりに努める。
- ・連合行事等については中止を基本とし、校内の教育活動に重点をおく。
- ・学校行事は精選するが、校内体育大会や遠足等は工夫して実施し、児童生徒の心の充実を図る。

（3）健康への配慮

- ・夏季の授業日においては、児童生徒の熱中症の予防対策を十分に行う。

（4）社会生活との共存

- ・社会生活と学校生活の共存をふまえ、土日や祝日に授業を行わないことや、お盆や年末年始の家庭での生活を確保する。